

風邪やインフルエンザなどに負けず、オシゴト頑張っていますでしょうか。さて、今月号から2回にわたって著作者人格権について具体的にみていきましょう。今回は「公表権」と「氏名表示権」について勉強します。これらの権利は地味ですが、著作権に関する定義を考えるうえで、ちょうどいい題材です。皆さんも考えてみてください。



ほら、チョッキー、今月も頑張ろう！

なかがわ

な) 今回は、著作者人格権を構成する3つの権利のうち、「公表権」と「氏名表示権」の2つを取り上げるよ。

ち) 何だか両方とも地味な権利だよー。完成した著作物自体をどのタイミングで発表するかとか創作者の名前を表示するとか、付属品みたいなもんだよー。

な) コラ！ チョッキー、そんなこと言ったらダメだよ。これら2つの権利は、著作権の本質にかかわる確認事項がたくさんあるので、重要なところだよ。

フイッ！

ボクは、何でも派手なのが好きなのッ！



チョッキー

1. 「公表」ってどういうこと？

な) ほら、勉強勉強！ 最初の質問いくよ。とても基本的な問題だけど、人は何のために文章を書いたり、絵を描いたり、音楽を作ると思う？

ち) 心の中の思いを外に表現するためでしょ……。今日のボクは詩人なのさ♪

な) ハハハ。うん、チョッキーの答えは正しいと思う。著作物は心の内にあるものを外に向かって表したものの、ということだよ。じゃあ、著作者は、その著作物をどうしたいのかな？

ち) やっぱ、みんなに伝えたいと思うでしょ。詩、音楽、絵、小説、コンピュータゲーム……。自分が苦労して作った作品は世の中に出してたくさんの人たちに見てもらいたいもの。

な) すべての著作物がそうなのかな？

ち) 最近、ケータイ小説や、動画・画像・立体造形物の投稿サイトが人気でしょ？「ニコニコ動画」なんかは作品の良し悪しはともかく、自分の作品をみんなに伝えて評価を受けたいということだよ。

な) じゃあ聞くけど、日記はどう？ それに、メールや手紙は？

ち) う……。そうかあ。ボクは毎日、自分の食べた3食の献立ての記録をつけているけど、これは公開されたら嫌だなあ。

な) まあ、食べたものの単純な記録は著作物とはいえないけれど（笑）、料理の感想やレストランの評価を自分の言葉で書いていたら著作物だね。どう？ 公表したくない著作物もあるということが分かったかな？

本稿は著作権フリーです。発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

チ)確かに日記は「他人に知られたくない著作物」だけど、映画の感想を書いたメールや愛を告白したラブレターは、「他人に伝えたい著作物」だよ。

な)ハイ、そこがもう一つのポイント。「公表」とは、単純に「他人に伝えること」ではないんだ。ここで公表権について、条文で確認しておこう。

条文

公表権

18条1項 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。(以下略)

このとおり、「公衆に提供し」「公衆に提示する」と書いてあるね。

チ)「公衆に伝える」ことをしないと、「公表」ではないということ？

な)そう。単に「他人」に伝えただけでは「公表」にはならないんだね。

条文を確認しよう！



2. 「公衆」ってどんな人？

な)では、「公衆」とはどんな人たちのことを意味するんだろう？

チ)誰でもいい、つまり、限定されない人たち、という意味かなあ？

な)半分正解！ だけど、半分不正解。著作権法の定義を見てみよう。

条文

定義

2条5項 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

チ)なるほど～。「特定／不特定」という相手の認定に関する切り口と、「多数／少数」という数の切り口の2つがあるということだね！

な)ご名答！ チョッキーの言うように、限定されない人、つまり不特定という答えは正解。だけど、もう一つ、数が多数かどうかという視点が必要で、これをマトリクスで整理すると、次のようになります。

重点

公衆となるのは……

	特定	不特定
少数	×	○
多数	(2条5項) ○	○

お！ここは重要
なところだね。

POINT!



な)つまり、「公衆」とは、不特定少数、不特定多数、特定多数の人のこと。逆に、特定少数は公衆ではない、と覚えておくといいね。

チ)家族などの特定少数に伝えても「公表」にはならない、ということ？

な)そのとおり。伝達という意味では、著作者人格権だけじゃなくて、あとで勉強する著作権も、著作物を特定少数に伝えることは問題にしないんだ。

※1) 『特定多数の人』を『公衆』に含めているのは、『会員のみが対象なので、不特定の人向けではない』という脱法行為を防ぐためです。何人以上が『多数』かはケースによって異なると思われますが、一般には『50人を超えれば多数』と言われています(文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト21年度版』p.20)

チ)ハイ、センサー。どこまでが「少数」で、どこからが「多数」なの？

な)うわあ、その質問はツライなあ。具体的な人数は法律に規定されていないから……。文化庁がホームページを通じて配布している「著作権テキスト」には一応50人という数字が出ているけれどね^{※1}。

チ)ということは、インターネットなどでは公表できないけれど、特定の45名に未公開の他人の日記をコピーして配布してもOKということ？

な)うっ、何かそれ……。著作権の問題っていうより、モラルの問題になっているけど(苦笑)。確かに、公表権や、あとで説明する著作権のなかの公衆伝達の権利については、「公衆」ではないから侵害しないよね。でも、早とちりしないでね。「公表」「公衆伝達」と「複製」を一緒にしたらダメだよ。

チ)伝えることと、コピーして配ることは違うの？

な)違うんだ。さっき、わざわざ「伝達という意味では」と言ったのは、「伝達」とは違う「複製」の権利と区別するためだったんだよ。「複製」に関する権利には「公衆」という限定がないので、コピーした段階で複製権の侵害になってしまう。「複製」が許されるかどうかは、「私的使用の複製かどうか(30条)」「引用かどうか(32条1項)」「教育機関内での複製かどうか(35条)」といった配布目的の問題になるんだ。だから、その質問に対する答えは、多くの場合、OKではないね。

頭がこんがらがってきたあ〜。



チ)何だか、ややこしいねー！

な)「複製」と「公衆伝達」の違いは、Season-3で改めて勉強しよう。それから、公表権の重要なところは、「まだ公表されていないもの」と規定されていることだね。一度、自らの意思で公表すると、公表権を失ってしまうんだ。有名なサッカー選手の著作物について、次のような判決例があるよ。

事例

【中田英寿事件】(東京地判H10.10.29)

原告が中学生の時に書いた卒業文集の詩を無断で転載した書籍について、「本件詩は、平成三年度の甲府市立北中学校の『学年文集』に掲載されたこと、この文集は右中学校の教諭及び同年度の卒業生に合計三〇〇部以上配布されたことが認められる。右認定の事実によれば、本件詩は、三〇〇名以上という多数の者の要求を満たすに足りる部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる。また、本件詩の著作者である原告は、本件詩が学年文集に掲載されることを承諾していたものであるから、これが右のような形で公表されることに同意していたことができる。したがって、公表権侵害を根拠とする原告の請求は、理由がない」と裁判所は判断した。なお、本判決では、この詩の転載は「引用」とは認めず、複製権に基づく書籍の出版の差し止めや損害賠償は認めている。

チ)ラブレターを相手に渡したぐらいでは公表権はなくなるわけではないけれど、自分で公にしてしまうと、もう公表権はないということかな？

な)そう。公表権は、著作物を公にすることについて1回しか使えない権利ともいえるね。

3. 「氏名表示」ってどういうこと？

な) チョッキーは、かつて松田聖子が歌った「赤いスイートピー」の作詞・作曲として表示される「呉田軽穂」が誰のことか知っているかな？

ち) ボク、その曲カラオケでよく歌うよ。でも誰だろう？ その人……。

な) 実は「松任谷由実」なんだ。

ち) ええッ!? ユーミンだったの? 知らなかった～。

な) この場合、まさに氏名表示権の行使だね。変名を使う権利も氏名表示権の一部なんだ。ここで、氏名表示権の条文を確認しておこう。

条文

氏名表示権

19条1項 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。(以下略)

ち) 氏名表示権って氏名を表示するかしないかだけを決めることができる権利だと思っていたけど、著作者が著作物によって名前を使い分ける、というようなこともできる権利だったんだね。

な) フッフッフ、それだけじゃないよ。国民的なアニメともいえる「機動戦士ガンダム^{※2)}」のオープニングのタイトルバックで「原作：矢立肇」と表示されているんだけど、「矢立肇」って、どんな人なのか想像できるかな？

ち) 有名なSF作家のペンネーム？ それともアニメ制作会社の演出家とか？

な) 残念！ そのいずれでもないんだ。これはガンダムを作ったアニメ制作会社「サンライズ」が使う架空の人物名なんだよ。つまり、ガンダムは創作者が会社となる職務著作だけど、著作者である会社が自らを自然人であるような名称を表示することもあるというわけだね^{※3)}。

ち) うわ～、氏名表示権って奥が深いんだねー。

次号のテーマは……

氏名表示権の続きと同一性保持権 についてです。



お待ちかね！ 予告クイズです。あるゲーム会社が、著名なアニメをもとにテレビゲームを制作することにしました。制作にあたって、ゲーム会社が最も気をつけなければならない著作者人格権は、「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」のうちどれでしょう？

全部気をつけていればいいじゃん？



※解答は p.87

※2) 1979年4月～1980年1月にかけて放映されたロボットを操縦する少年を主人公としたテレビアニメ……って説明するほうがよほどですね(笑)。

※3) ほかに、「ふたりはプリキュア」で原作者として表示される東映アニメーションの映像本部テレビプロデューサーの共同ペンネーム「東堂いづみ」や「超電磁ロボ コン・バトラーV」の原作者となっている東映の擬人名「八手三郎」等がある。1月号で紹介したとおり、法人に著作者人格権を認めない学説がありますが、このように著作物の制作現場で使われていることを考えると、筆者はこれを認めるほうが現実的だと思います。

めくるめく氏名表示権の世界……。



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp